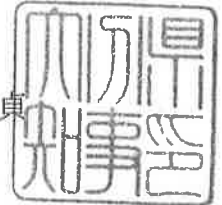


エコ・パワー株式会社
代表取締役社長 荻原 宏彦 殿

大分県知事 広瀬 勝貞



大分市・臼杵市における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に
対する意見について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、
下記のとおりです。

記

1 総括的事項

- (1) 事業計画の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な方法により調査、予測及び評価し、その結果を風力発電施設（取付道路等の付帯設備を含む。以下同じ。）の位置・規模又は配置・構造（以下「位置等」という）の決定に反映させ、環境への影響を回避又は極力低減すること。
- (2) 配慮書段階で得られた意見や現地調査結果及び文献等を十分に踏まえ、具体的な事業計画を検討すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

事業実施想定区域の周辺には、環境保全についての配慮が特に必要な住居等が存在することから、風力発電施設の位置等の検討にあたっては、調査、予測及び評価し、その結果を十分に踏まえ、住居等から可能な限り距離を確保し、これら住居等への騒音等の影響を回避又は極力低減すること。

(2) 動植物及び生態系

ア 哺乳類、鳥類、両生類及び昆虫の注目すべき生息地の一部が事業実施想定区域と重なっており、また、鳥獣保護区が近隣に存在することから、風力発電施設の位置等の検討にあたっては、調査、予測及び評価し、その結果を十分に踏まえ、重要な動物種への影響を回避又は極力低減すること。

イ 現地調査の結果、希少猛禽類のミサゴ、ハイタカ、オオタカ、クマタカ、ノスリの生息が確認されており、これらのうちクマタカについては事業実施想定区域

周辺での営巢の可能性が示唆される。また、事業実施想定区域を通過する個体も見られたことから、渡り鳥（タカ類）の渡りルートとなっていることが考えられる。そのため、風力発電施設の位置等の検討にあたっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局）の考え方も踏まえて、調査、予測及び評価し、その結果を十分に踏まえ、これら猛禽類の風力発電施設への衝突事故等による重大な影響を回避又は極力低減すること。

ウ 風車配置想定範囲のほとんどが森林に位置しており、既存文献による調査では森林を生育環境とする重要な種の生育も確認されていることから、重要な植物種に対する重大な影響を回避するため、風力発電施設の位置等の検討にあたっては、調査、予測及び評価し、その結果を十分に踏まえ、重要な植物種への影響を回避又は極力低減すること。

エ 事業実施想定区域においては優れた自然環境が存在することから、風力発電施設の位置等の検討にあたっては、調査、予測及び評価し、その結果を十分に踏まえ、生態系への影響を回避又は極力低減すること。

（3）風車の影

事業実施想定区域の周辺には、環境保全についての配慮が特に必要な住居等が存在することから、風力発電施設の位置等の検討にあたっては、調査、予測及び評価し、その結果を十分に踏まえ、住居等から可能な限り距離を確保し、風車の影の影響を回避又は極力低減すること。

（4）景観

事業実施想定区域の周辺には、主要な幹線道路及び主要な眺望点が存在し、これらからの眺望景観が変化する可能性があることから、風力発電施設の位置等の検討にあたっては、周辺の地形等も考慮したうえで、調査、予測及び評価し、その結果を十分に踏まえ、景観への重大な影響を回避又は極力低減すること。

（5）水の濁り等

風力発電設備や数 km 以上にもわたる取付道路等が設置・拡張されることに伴い、土砂流出による水の濁りが懸念されることから、風力発電施設の位置等の検討にあたっては、調査、予測及び評価し、その結果を十分に踏まえ、改変面積を極力小さくするとともに、適切な土砂流出防止措置を講じること。

また、事業実施想定区域の周辺には、飲用水の取水井が存在することから、風力発電施設の位置等の検討にあたっては、調査、予測及び評価し、その結果を十分に踏まえ、水質及び水量等への影響を回避又は極力低減すること。